



10.10 2023 秋季闘争第 1 次単組オルグ

県本部・青木新委員長「各単組を支援」単組支援の方針と課題の共有行われる

10月10日(火)、組合カフェルームにて県本部開催による「2023 秋季闘争第 1 次単組オルグ」が実施された。太田市職労からは小林委員長ほか3名が出席した。県本部からは先月の自治労県本部第 95 回定期大会に承認を得て今年より委員長職に就任する青木委員長(出身単組：東吾妻町職労)のほか、飯島書記長、樺澤書記が出席した。

本オルグは第 95 回定期大会の決定に基づき実施するもの。オルグの冒頭、青木委員長は挨拶の中で「各単組が活動できるように県本部としても支援していきたい」と自身の考えを述べた。また、飯島書記長を中心に定期大会の内容の振り返りが行われ、大会で承認された県本部が定める『2024 重点課題』のひとつである県本部機能の向上については「各単組運動の活性化と同時に県本部の組織アップデートを行いたい」とコメントし、委員長の挨拶と併せて県本部による各単組への協力体制構築を強調した。

オルグの場では本秋に控える「2023 賃金確定闘争」の取り組み事項の共有も行われ、太田市職労の運動方針や抱える課題についてブラッシュアップも行われた。また、新委員長の就任を受け、太田市職労より県本部に対し組織運営に係る要望事項を挙げ、今後の方針について意見交換を行った。

オルグの様子と今年より新任となる青木委員長(写真右側中央)



▲オルグの様子と今年より新任となる青木委員長(写真右側中央)

自治労群馬県本部が掲げる「2023 賃金確定闘争『4 つの重点課題』

給与の引き上げ決定

賃金の運用改善にむけ、「1 単組・1 要求」

中途採用者の賃金改善

会計年度任用職員の処遇改善

10.11 2023 県人事委員会勧告 月例給・一時金ともに 2 年連続引上げ

群馬県人事委員会は 10 月 11 日、知事及び群馬県議会議長あてに 2023 年度における職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。群馬県人事委員会は、2023 年度の群馬県職員の給与について、月例給を 0.78% (2,879 円) 増、一時金(勤

勉手当)を人事院勧告同様に 0.10 カ月引き上げて年 4.50 カ月とするよう知事に勧告した。月給・ボーナスともにプラス改定を求めるのは 2 年連続で、年間給与は平均 8 万 7 千円 (1.4% : 昨年比 +3 万 8 千円) 増える見通しだ。

人事委員会勧告とは？

今回行われた人事委員会勧告についておさらいする。“人事委員会”は各都道府県や政令指定都市に設置されている行政委員会で、専門的・中立的な立場から人事行政に関する事務を処理する合議制の組織である。

「人事院勧告」は人事院が毎年 8 月に国家公務員の処遇に関する勧告を行うのに対し、「人事委員会勧告」は毎年 10 月

頃、各委員会が所管する職員、つまり地方公務員の処遇に関して勧告を行っている。勧告に際しては人事院勧告の内容と給与実態に関するデータを参考にしながら、地域性や実態を反映させた勧告を実施しているため、各県の委員会毎に独自の勧告内容が展開されている。人事院勧告同様、文字通り勧め促すものであり、拘束する力を持つものではない。

人事院勧告同様 2 年連続給与アップ 国家公務員と同率の上げ幅で年収 + 8 万 7 千円

太田市は人事院勧告準拠を基本としているが、地域性を反映している人事委員会勧告にも我々は留意する必要がある。

今回の人事委員会勧告については、概ね本夏の人事院勧告

の内容に準ずる結果となっており、今回の勧告に基づく給与月額増額は 0.78% (2,879 円) 増、平均年給与額の増減率は 1.4% 増となっている。

ボーナス +1.0 月増、期末勤勉両手当へ配分 若年層職員は年収 +15 万 4 千円増

一時金(ボーナス)については国公と同様に民間支給月数の実績との差額を引き上げる形で +1.0 月増 (4.40 月→4.50 月) の改定となる。この結果、月給・ボーナスともにプラス改定となり、年間給与は平均 8 万 7 千円増の見通しで改定さ

れる見通しだ。また、引き上げの重点は人事院勧告同様、若年層職員に手厚いものとなっており、委員会勧告前後で約 15 万円強の年収が引き上げられる見通しだ(裏表『(県)職員のモデル給与』参照)。

【参考】(県) 職員モデル給与 ((一般行政職員) ※扶養親族がない場合)

群馬県人事委員会『2023 人事委員会勧告：仕組みとポイント』p.8より抜粋

職位	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	223,245円	366.1万円	231,240円	381.5万円	15.4万円
主任	35歳	308,115円	512.1万円	310,370円	519.1万円	7.0万円
係長	45歳	372,587円	627.4万円	373,817円	633.6万円	6.2万円
課長	55歳	495,485円	805.9万円	496,612円	812.7万円	6.8万円
部長	58歳	623,712円	1,060.8万円	625,250円	1,070.7万円	9.9万円

(注) 1 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、管理職手当及び地域手当(2.5%)を基礎に算出
2 年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢

人事院勧告及び人事委員会勧告にて同旨の勧告が出た以上、本市においても同様の対処が行われる可能性が高く、給与月額と一時金の支給額をともに引き上げる対応が予想される。本秋に控える2023賃金確定闘争では、これらの勧告を根拠として、勧告内容の実現を最低目標と位置づけ、さらに組合員に有利な給与条件を当局に求める方針である。

【月例給】

表1 公務員給与と民間給与との較差

	民間給与①【月】	公務員給与②【月】	格差①-②【月】 { (①-②) / ② } (%)	給与額【年】
2023 人事院勧告(国)	407,884円	404,015円	3,869円 (0.96%)	+105,000円
2023 人事委員会勧告(群馬県)	371,202円	368,270円	2,932円 (0.80%)	+87,000円

※表1で記載するのは公民格差であり、勧告値とは異なることに注意

表2 各等級ごとの給料表平均改定率

	全体	1級	2級	3級	4級	5・6級以降
2023 人事院勧告	1.1%	5.2%	2.8%	1.0%	0.4%	0.3%
2023 人事委員会勧告	0.9%	5.1%	2.5%	0.8%	0.3%	0.3%

【一時金(ボーナス)】

・・・2023 人事院勧告と同値。期末手当及び勤勉手当ともに0.05月分の引き上げ。

表3 昨年8月から今年7月までの支給状況を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A)-(B)
4.49月	4.40月	0.09月

表4 一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当 勤勉手当	1.20月(支給済み) 1.00月(支給済み)	1.25月(現行1.20月) 1.05月(現行1.00月)
令和6年度 以降 期末手当 勤勉手当	1.225月 1.025月	1.225月 1.025月

表5 群馬県の給与勧告の実施状況

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の平均年間給与		国家公務員の平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比較	増減額	増減率	増減額	増減率
令和元年	0.08%	4.50月	0.05月	2.4万円	0.4%	2.7万円	0.4%
令和2年	-	4.45月	△0.05月	△2.0万円	△0.3%	△2.1万円	△0.3%
令和3年	-	4.30月	△0.15月	△5.8万円	△0.9%	△6.2万円	△0.9%
令和4年	0.17%	4.40月	0.10月	4.9万円	0.8%	5.5万円	0.8%
令和5年	0.78%	4.50月	0.10月	8.7万円	1.4%	10.5万円	3.3%